

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
4K6Z12D00850		4L7C1A10170 0001						
品名 または 件名								
陸上自衛隊法規類集（訓令・達版）DVD－ROMの作成								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
市ヶ谷				陸幕監理部				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
				令和7年3月17日（月）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の製造」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ（<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>）

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和6年10月17日（木）10時00分 中央会計隊入札室（E－1 棟 6 F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

駐屯地用標準契約書
「製造請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
別紙第1「保全又は保護の確保に関する違約金条項」

(3) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和０４・０５・０６年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日１７時００分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時まで委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はＦＡＸ可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 不明事項等の問い合わせ先
中央会計隊契約科第２班 伊達（TEL：03-3268-3111 内線 47570 ）
（FAX：03-5269-5135(直通)）
仕様書に関する問い合わせ先 片渕（TEL：03-3268-3111 内線 40102 ）

保全又は保護の確保に関する違約金条項

第1条 乙は、仕様書等（仕様書及び仕様書を補足する細部資料をいう。）における秘密保全に関する事項の定めるところにより秘密保全の万全を期さなければならない。

2 乙は、甲により保全又は保護の確保について指定した情報、文書及び図面等（以下「情報等」という。）について、本契約に関する情報に接する権限のない者に漏えいしたことを甲が証明した場合は、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、次に掲げる基準に従い、甲が指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

(1) 漏えいしたときの違約金の額

契約金額の100分の5

(2) 次のアからウまでの事由に該当する場合には、前号に掲げる金額に、それぞれ当該アからウまでに掲げる金額を加算

ア 情報等の漏えいが乙の故意又は重大な過失によると認められるときは、前号に掲げる金額と同額

イ 乙が甲に対し、情報等の漏えいの事実を直ちに報告しなかったときは、前号に掲げる金額に100分の50を乗じた額

ウ 乙が甲に対し、情報等の漏えいに関し虚偽の報告をしたときは、前号に掲げる金額に100分の50を乗じた額

(3) 乙が過去10年以内に情報等を漏えい（当該漏えいが本契約に係るものであるか、甲乙間の他の契約に係るものであるかを問わない。）し、甲により違約金を請求されていた場合においては、今回漏えいした第1号に掲げる金額と同額を加算

(4) 前号に規定する場合における当該過去の情報等の漏えいが第2号に掲げる加算事由のいずれかに該当するとされた場合であって、今回の情報等の漏えいが当該加算事由と同一の事由に該当するときは、前号に掲げる金額の加算に加えて、当該加算事由に応じて第2号に掲げる金額と同額を加算

(5) 情報等の漏えいが、第2号のイ又はウに掲げる事由に該当せず、かつ、乙の極めて軽微な過失によると認められるときは、第1号、第3号及び前号の規定にかかわらず、契約金額の100分の5以内で甲が定める金額

3 乙が複数の情報等を一の行為において漏えいした場合は、漏えいした各情報等について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。

4 乙が甲との間の複数の契約において情報等を漏えいした場合において、いずれの契約の履行における漏えいか乙が証明できないときは、当該情報等が漏えいした疑いがある各契約について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。

- 5 乙が違約金を甲の指定する期間内に支払わない場合は、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延納利息を甲に支払わなければならない。

第2条 乙が情報等を保全又は保護する責任がある期間は、乙が甲から情報等を指定した旨の通知を受けたときから、当該情報等の指定にかかる期間（甲が当該期間を延長する旨乙に通知した場合は、当該延長後の期間）が終了するまで、又は甲が情報等の指定を解除するまでとする。ただし、甲が乙に情報等を提供する場合は、当該情報等を乙が受領したときからとする。

2 前項に定める乙が情報等を保全又は保護する責任がある期間に乙が情報等を漏えいしたときは、当該期間又は当該期間経過後3年を経過するまでの間は、甲は、乙に対して前条の規定に基づく違約金を請求できるものとする。

3 本違約金条項が付されている契約が終了し、又は解除された場合であっても、第1項に定める乙が情報等を保全又は保護する責任がある期間及び前項の規定に基づき甲が乙に対して違約金を請求できる期間は、本違約金条項は、なおその効力を有するものとする。

第3条 本違約金条項の規定は、これに基づく違約金とは別に甲がその損害につき乙に対し賠償を請求することを妨げない。

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

調達要求番号：4L7C1A10170

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
陸上自衛隊法規類集(訓令・達版) DVD-ROMの作成	仕様書番号		
	陸幕監理部総務課 7 4		
	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作 成	令和 6 年	9 月 2 4 日
	変 更	令和	年 月 日
作成部隊等名		陸上幕僚監部監理部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊法規類集(訓令・達版)DVD-ROMの作成（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、調達要領指定書による。

2.2 機能

2.2.1 検索機能

検索機能は、次による。

- a) 目次検索機能を有しているものとする。
- b) 五十音索引機能を有しているものとする。
- c) 題名検索機能を有しているものとする。
- d) 全文を対象とした用語検索機能を有しているものとする。
- e) 制定年月日、改正年月日の範囲指定による検索機能を有しているものとする。
- f) 題名検索及び用語検索を行う際、論理演算検索及び曖昧検索を用いられるものとする。

2.2.2 一覧表示機能

一覧表示機能は、次による。

- a) 用語検索結果は、訓令・達版に収録している訓令、達及び例規通達（以下，“訓令等”という。）単位・条項単位に一覧表示ができるものとする。
- b) 題名検索結果は、訓令等单位に一覧表示できるものとする。

2.2.3 全文（条文）表示機能

全文（条文）表示機能は、次による。

- a) 表示されている訓令等の構造を内容目次として表示できるものとする。
- b) 本則は、条項までの階層化がされ、条には条見出しを付加して表示できるものとする。
- c) 改正附則には、それぞれの発令を付加して表示できるものとする。
- d) 様式には、様式番号が階層化して表示できるものとする。
- e) 表示されている目次から指定した箇所にジャンプできるものとする。

2.2.4 条文表示機能

条文表示機能は、次による。

- a) 字下げなどの体裁を整えて表示するものとする。
- b) 用語検索の結果、ヒットした文字列は別色で表示できるものとする。
- c) 様式については、リッチテキスト形式又はマイクロソフトワード形式のデータとリンクができるものとする。

なお、文書作成ソフトが起動して様式が表示され、そのまま編集、加工、出力ができるものとする。

2.2.5 参照条文表示機能

条文中で引用している他の訓令等については、リンク設定がされており、クリックすると該当する訓令等を参照できるものとする。

2.2.6 ダウンロード機能

指定箇所をテキスト形式並びにリッチテキスト形式又はマイクロソフトワード形式データとして、使用パソコンのハードディスクなどの記憶媒体に保存できるものとする。

2.2.7 メモ機能及びメモ管理機能

メモ機能及びメモ管理機能は、次による。

- a) 訓令等において、ログインIDごとに任意のメモを付記できるものとする。
- b) 訓令等において、すでに作成されている電子計算機情報を添付できるものとする。
- c) 訓令等において、設定したメモについて、文字列検索ができるものとする。
- d) メモ一覧から、該当する訓令等の表示及び設定したメモの削除ができるものとする。

2.2.8 新旧対照表作成支援機能

選択した範囲の条文が、テキスト形式並びにリッチテキスト形式又はマイクロソフトワード形式データとして、新旧対照表の体裁で記憶媒体に保存できるものとする。

2.3 動作確認

官側が指定（使用）する端末機などにおいて、確実に動作確認ができるものとする。

2.4 改正項目の編集

2.4.1 改正頁の編集

契約の相手方は、官側からの貸与資料に基づき、改正に該当する訓令等の本則改正及び本則改正に伴う関連規則などの改正、附則改正及び附則改正による関係規則などの本則改

正並びに附則改正を行うものとする。

2.4.2 索引及び目次の訂正

契約の相手方は、新規登載・廃止及び改正により既存の内容に変更が生じた場合は、索引及び目次を訂正するものとする。

2.5 校正

2.5.1 官側校正

官側校正は、官側の貸与資料に基づく改正部分のみとし、官側の責任による初校とする。初校は、契約後70日以内に行うものとする。

なお、契約の相手側から提出された校正刷に“校了”又は“責了”の表示と官側の校正責任者の押印により完了とするものとする。

2.5.2 業者校正

業者校正は、改正箇所以外の本文及び頁変更部分などとする。

なお、再校及び三校は業者側が綿密に行うものとする。

2.5.3 校正責任者

校正責任者は、調達要領指定書による。

2.6 付属品

付属品は、次による。

なお、細部は、調達要領指定書による。

- a) DVD-ROMレーベル
- b) DVD-ROMケース
- c) DVD-ROMケースジャケット
- d) ホームページ用掲載データ（通常版）
- e) ホームページ用掲載データ（通常版・注意版）

2.7 納期

納期は、調達要領指定書による。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）の定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書による。

5 その他の指示

5.1 提出書類等

提出書類等は、表 1 による。

なお、電子媒体については、提出前にウイルスチェックを実施するものとする。

表 1－提出書類等

番号	提出書類等	提出期限	数量等	提出先
1	印刷物の保全処置について（証明）	官側との調整による。	1 部	陸上幕僚監部監理部
2	校正刷		1 式	
3	DVD－ROM		2 枚	
4	DVD－ROMレーベル			
5	DVD－ROMケース		2 個	
6	DVD－ROMケースジャケット		2 式	
7	ホームページ用掲載データ（通常版）		2 部	
8	ホームページ用掲載データ（通常版・注意版）		2 部	
9	原版		1 組	
注記 DVD－ROMレーベルは、作成後、DVD－ROMに印字するものとする。				

5.2 作成時の注意事項

作成時の注意事項は、次による。

- 契約の相手方は、契約締結後 7 日以内に保全担当者を指定し、官側の校正責任者に通知するものとする。
- 原稿・製品などの授受及び校正・印刷作業などは、保全担当者に指定された者以外、行ってはならないものとする。
- 作業は、契約の相手方が保有する“専用作業室”で行い、製品の取扱いに万全の注意を払わなければならない。
- 官側の貸与した原稿など及び契約の相手側が作成した版下などは、製品納入までの間、契約の相手方の施設において鍵のかかる保管容器などに保管しなければならない。
- 版下及び損紙などの廃棄処置は、官側の校正責任者の指示により契約の相手方の責任において行うものとし、その取扱いには万全の注意を払わなければならない。
- 契約の相手方は、“印刷物の保全処置について（証明）”を一部作成し、保全処置状況を通知するものとする。

なお、提出様式などは、契約締結後、指示する。

5.3 事前確認

契約の相手方は、原版完成後、完成見本を 1 組提出し、官側の校正責任者の確認を得たのち、複製作業を行うものとする。

5.4 複製

複製は、原版を使用し行うものとする。

5.5 官側の貸与した資料など

官側の貸与した資料などは，作業終了後，官側の校正責任者に返納するものとする。

5.6 無償貸付品

無償貸付品は，GLT-CG-Z000001の箇条5によるものとし，官側が必要と認めたものについて受けることができる。

なお、細部は調達要領指定書による。

5.7 権利の帰属

- a) 本役務に係る成果物及び類似の派生物における一切の著作権及び所有権は，官側に帰属するものとする。
- b) 本役務によって得られた成果については，官側の許可なく公表又は第三者に譲渡してはならない。
- c) 本役務の履行にあたり，第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。

5.8 不具合等の処理

本役務の履行に当たり，不具合などが発生した場合は，速やかに担当官の指示を受けるものとする。

5.9 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	4L7C1A10170
	調達要求年月日	令和6年9月26日
	作 成 部 隊	陸上幕僚監部監理部
	作 成 年 月 日	令和6年9月24日
品 名	陸上自衛隊法規類集（訓令・達版）DVD-ROMの作成	
仕 様 書 番 号		
指 定 事 項： （番号は仕様書の連番に対応）	2 製品に関する要求 2.1 一般的要求事項 訓令・達版は、官側から貸与する原本及び改正用原稿を編集し、DVD-ROMに収録するものとし、作成数量は、2枚とする。 2.5.3 校正責任者 陸上幕僚監部監理部総務課行政文書管理室 西門事務官 電話 03-3268-3111 内線 40172 2.6 付属品 a) DVD-ROMレーベル 図1に基づき作成し、DVD-ROMに印字するものとする。 b) DVD-ROMケース DVD-ROM1枚につき1個準備し、DVD-ROMケースにDVD-ROMを収納するものとする。 c) DVD-ROMケースジャケット 図2～図3に基づき作成し、DVD-ROMケースに同封するものとする。 d) ホームページ用掲載データ（通常版）、（通常版・注意版） 陸上自衛隊内の陸自業務システム等において使用するホームページ用掲載データは、Microsoft Edgeで閲覧可能な形式とし、DVD-ROMにより提出するものとする。 また、ホームページ用掲載データ（通常版）は、訓令・達版のデータを基に官側が指定する例規を一部削除し、編集（検索機能等については官側との調整による。）・作成するものとする。 なお、提出先は、官側の校正責任者とする。 2.7 納期 令和7年3月17日（月） 4 出荷条件 4.1 個装 個装はセロハンにより行い、包装要領は一般商慣習によるものとする。 4.2 外装 外装はダンボール箱梱包とし、規格等は一般商慣習によるものとする。 4.3 外装表示 外装表示は、図4により行うものとする。 5.6 無償貸付品 契約締結後、原本及び改正用原稿を陸上幕僚監部監理部総務課行政文書管理室から契約の相手側に渡すものとする。	

図1－DVD－ROMレーベル



- ※1 背景は、無色とする。
- ※2 文字は丸ゴシック体、黒及び一部朱とする。
- ※3 () 内の数字は、ポイント数(基準)を示す。
- ※4 ロゴマークは、アーミーグリーン(TOYO88 CF 0282)・ダークグリーン(TOYO88 CF 0286)の2色刷りとする。
- ※5 各種配置等の細部については、官側との調整によるものとする。

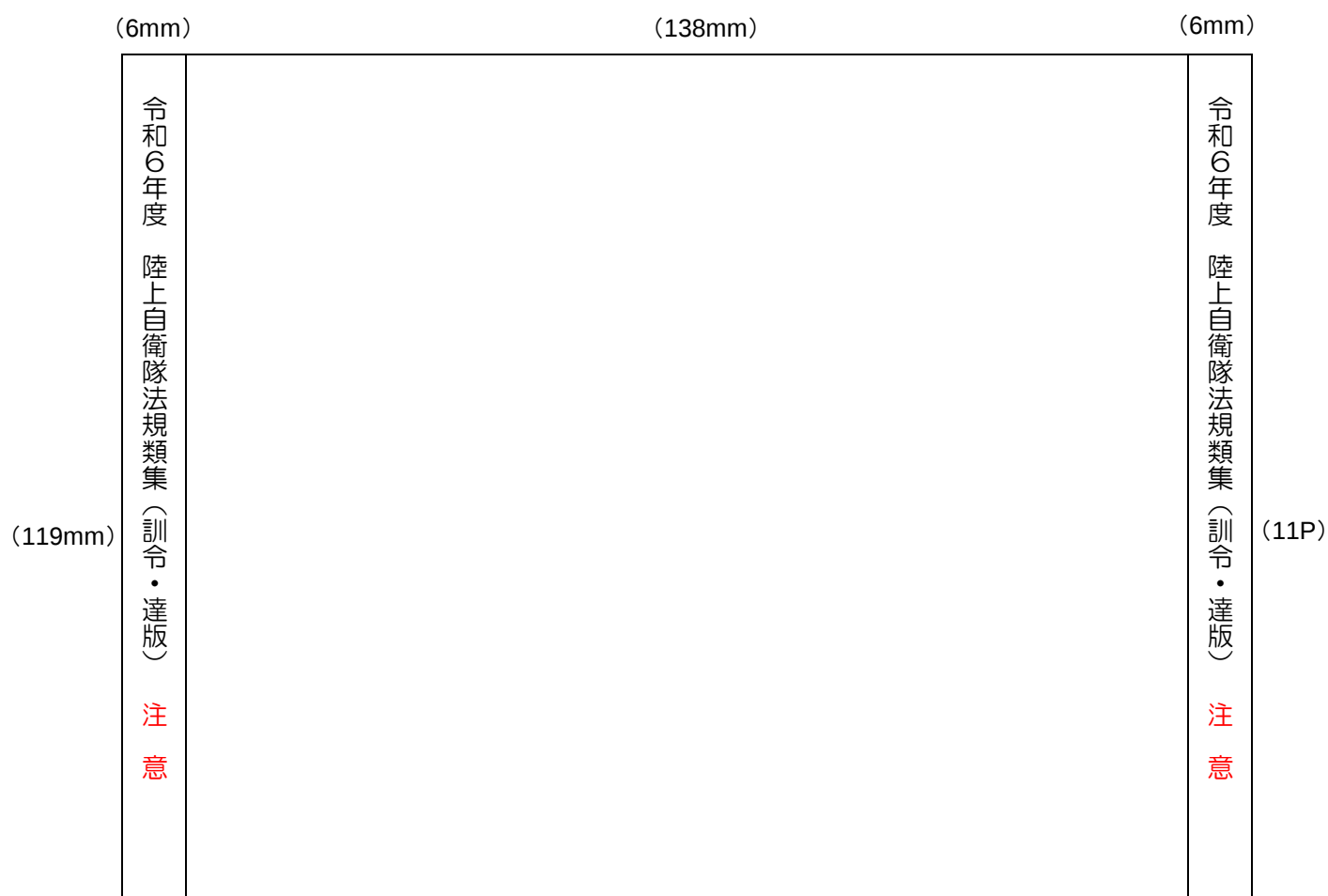
2-DVD-ROMケースジャケット



- ※1 紙質は、コート紙110kg、4頁折りを基準とし、細部内容については見本に準じ、官側との調整の上作成するものとする。
- ※2 寸法は縦119mm×横240mm、中綴じ（針金2ヶ所）とする。
- ※3 文字は丸ゴシック体とし、表紙は一部色刷りありとする。
- ※4 （ ）内の数字は、ポイント数（基準）及び罫線の寸法を示す。
- ※5 ロゴマークは、アーミーグリーン（TOYO88 CF 0282）・ダークグリーン（TOYO88 CF 0286）の2色刷りとする。
- ※6 各種配置等の細部については、官側との調整によるものとする。

図 3－DVD－ROMケースジャケット

(側面及び裏面)



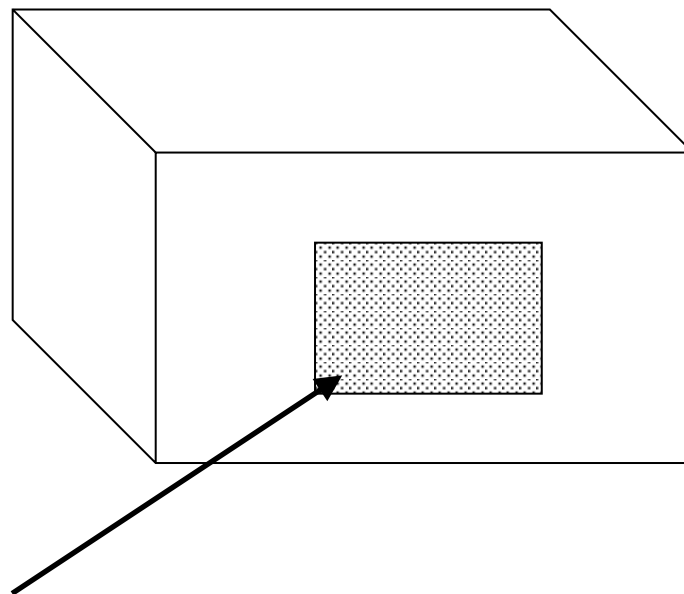
- ※1 紙質は、コート紙110kgとし、細部については官側との調整の上作成するものとする。
- ※2 寸法は縦119mm×横150mmとする。
- ※3 文字は丸ゴシック体、黒及び朱とする。
- ※4 ()内の数字は、ポイント数(基準)及び罫線の寸法を示す。
- ※5 各種配置等の細部については、官側との調整によるものとする。

図 4－外装表示

1 表示内容

陸 上 自 衛 隊	
品 名	陸上自衛隊法規類集（訓令・達版） DVD－ROM
数 量	〇〇枚／箱
納入年月	令和〇〇年〇月
納入業者	〇〇〇〇〇〇

2 表示箇所



表示箇所（1箇所）
大きさは適宜とする。

入 札 書
見 積 書

調達要求番号	4L7C1A10170	契約実施計画番号	4K6Z12D00850
--------	-------------	----------	--------------

金 額 ¥ (税抜)

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
陸上自衛隊法規類集(訓令・達版)DVD-ROMの作成	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
				計	
納 入 (履 行) 場 所	市ヶ谷	納 期	令和7年3月17日		
入 札 (契 約) 保 証 金	免 除	入札(見積)書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮 内 修 嗣 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者
連 絡 先